

## 事例から学ぶ「公務災害の未然防止」

近年、県内の公立学校等に勤務する教職員の公務災害認定件数は、年間60～70件で推移し、なかなか減少する兆しが見えません。そこでこのたび、ケース・スタディの形で、3つの代表的な公務災害の発生状況についてまとめてみました。職場で配布したり、校内研修の資料として使ったりしていただき、ぜひ公務災害の未然防止にお役立てください。

### 事例① 不注意による公務災害

- プリントを加工して資料（冊子）を作成する作業を1人で行っていたところ、裁断機の刃の下に手を入れて用紙を整える際に、誤って裁断機の刃で指を切ってしまった。



#### 【災害にいたった背景や要因はどのようなものだったでしょうか？】

- ① これまで裁断機をあまり使った経験がなかった。
- ② あるいは、普段から使い慣れていたため、つい油断してしまった。
- ③ 用紙を整えることの方に気を取られ、鋭い刃への注意が不十分になった。等

#### 【よく似た事例として、次のような災害も起こっています。】

- カッターを使用し、ポスターを切っていたところ、定規から左手人差し指がはみ出しており、誤って切ってしまった
- 職員室で机を移動させていた際に、パソコンのモニターが倒れてきたため、手で受け止めたところ、金属部分で指を切ってしまった。
- 校内を急いで移動中に階段を踏みはずし、右足を捻挫してしまった。
- 高いところに手が届かないため、キャスター付きの椅子に乗って本棚に上がろうとしたところ、椅子が移動して転倒し、右肘の関節を骨折してしまった。

### ◎ どうすれば防止できていたでしょうか？

#### ◎ “安全でない状態” や “安全でない行動” をなくしましょう。

- ・ 不適切な場所に物を置く、床が濡れたままになっている、というような「不安全状態」や、キャスター付きの椅子に上がる、前が見えない程の荷物を抱えて階段を下りる、といった「不安全行動」をできるだけなくしましょう。
- ・ 職務においては安全を最優先に、知識・経験に基づいた、落ち着いた業務執行を心がけてください。

#### ◎ 危険意識を持ちましょう。

- ・ 設備・環境の整備が進んだおかげで、職場の危険は減少しています。しかし同時に、災害を身近に体験する機会も減少し、危険を直感的に感じるようになってきています。

- この課題を解消するには、上司の注意喚起、周囲への声かけ、安全に関する話し合いができるような環境づくりが大切です。

なお、声かけは「～してはいけない!」というような否定的な形ではなく、「～すると安全だよ」という肯定的な言い方のほうがモチベーションを高めるとの調査結果が出ています(※1)。

- また、研修する際には、視聴覚教材の使用、疑似体験をする機会をもつ、等も効果的です。

(※1：中央労働災害防止協会の資料より)



## 事例② けが・事故による公務災害

- バスケットボール部の顧問をしている教師が、部活動の指導中、シュートのステップのやり方を示そうと左足でジャンプした際に、足首を痛めた。



※本人が十分に注意していたにもかかわらず、体の一部を酷使したことや、一時的に大きな負荷がかかったことが原因となった負傷を「けが」、外的な要因で引き起こされたものを「事故」として、事例①の「不注意」と区別しています。

【災害にいたった背景や要因はどのようなものだったでしょうか?】

- ①準備運動をしたつもりだったが、不十分だった。
- ②ボールだけに集中し、無理な体勢でジャンプしてしまった。
- ③児童生徒に説明する方に気を取られていた。 等

【よく似た事例として、次のような災害も起こっています。】

- バレーボールの校内球技大会中、生徒と一緒にプレーしていたところ、ボールをレシーブしようとした際に、右ふくらはぎの肉離れを起こしてしまった。
- 野球のティーバッティングの指導中、生徒が振ったバットが手から離れ、顧問の顔に当たり、アゴの骨を骨折してしまった。

## ◎どうすれば防止できていたでしょうか?

◎運動の特性を理解しておきましょう。

- 運動前にウォーミングアップをして身体を温め、器具を使用する場合は必ず点検をしましょう。

◎周りの仲間や自己の身体の状態を確認しましょう。

- 慣れていない競技を行う場合は、自分の体調や状況をよく確認しましょう。

- ・平均的に、50代後半の身体機能の水準は、20代前半に比べて、聴力、薄明順応、平衡感覚について、約半分に低下するそうです（※2）。普段から運動している方はこれに当てはまらないかもしれませんが、体調や年齢に応じた健康管理を心がけ、体調が悪いときの対応策については、事前に所属内で相談しておきましょう。



### ◎教職員の安全衛生について、関心を持ちましょう。

- ・児童や生徒だけでなく、教職員の安全衛生に対しても十分に気を配り、「1人ひとりがかげがえのない仲間」という意識をもちましょう。
- ・日頃から教職員の安全面も考慮した上で、日常的な職務の中に危険な要素がないか確認を行いましょう。

（※2：地方公務員災害補償基金の資料より）

### 事例③ 児童や生徒の行動等による公務災害

- 授業中、落ち着かず寝転んでしまった生徒を抱きかかえようとしたところ、胸を強く蹴られ、打撲を負ってしまった。（災害の原因を引き起こした者を「第三者」といい、交通事故やこのような加害行為により発生した災害を「第三者加害事案」と呼びます。）



#### 【災害にいたった背景や要因はどのようなものだったでしょうか？】

- ①教職員間で、その児童生徒の特性や支援の方法に関する事前の情報共有が不足していた。
- ②その場での児童生徒への対応が適切なものとは言えなかった。 等

#### 【よく似た事例として、次のような災害も起こっています。】

- 体育館での運動会の練習中、興奮した生徒をなだめようとしたところ、生徒から左胸に頭突きを受けて打撲した。
- 授業中、生徒がパニック状態になり、自分の左手を噛もうとしたため、止めようとしたところ、右腕を噛まれた。

### ◎どうすれば防止できていたでしょうか？

#### ◎児童生徒の特性や指導・支援の状況等を教職員間で共有しましょう。

- ・日常の様子や、これまでの指導・支援について、保護者からの情報も含めて、職員会や学部会等の機会を通して教職員間の共通理解を行いましょう。
- ・年度末や学期毎には、個別の指導計画等を活用し、職員同士の引継を行い、指導及び支援を一貫性のあるものにしまししょう。

◎児童生徒の実態に応じた指導・支援の充実に努めましょう。

- ・過去の行動の記録などから、不安定になる場面（対応する教員の変更、行事への参加、予定の変更等）を予測し、その際の対応の準備を行うとともに、不安定にならないための工夫を行いましょ。
- ・児童生徒の興味・関心や強みを理解し、段階的な指導を行いましょ。

◎個人差が大きい場合は小集団を編成しましょ。

- ・児童生徒の個人差が大きい場合には、一斉授業の形態で進める教科別の指導は困難であることから、それぞれの教科の特質や指導内容に応じて小集団を編成し、個別的な手だてを講じるなどして、効果的な指導を進めるようにすることが大切です。



【その他】 児童生徒が「加害者」である場合、公務災害の認定や補償に際して、学校と保護者がよく話し合うことのできる関係が大切になりますのでご注意ください。

★ 最後に、公務災害防止に向けた提言です。 ★

教職員のみなさんへ

- まず第一に、不用意にけがをしないよう「自分の身は自分で守る」意識を持とう
- 「ヒヤリハット」から学ぼう
- 不注意による「転倒・転落」に気をつけよう
- 十分な準備運動で「運動中のけが・事故」を防ごう
- 指差し確認などを通じて「うっかりミス」をなくそう
- 安全衛生の研修会などに積極的に参加・協力しよう
- 経験を積み重ねて、危険への「対応力」を高めよう
- 必要な「情報共有」を確実に行おう
- お互いに助け合う職場づくりを心がけよう



校長、管理職のみなさんへ

- 所属長・校長はリーダーシップを発揮しよう
- 安全衛生に係る職員の提案を生かそう
- 「衛生推進者」「衛生管理者」を育成し、活用しよう
- 職場から事故のリスクを除去・低減する具体的な対策を実施しよう
- 適宜、安全教育を行うなど職員に対する情報提供や啓発を積極的に進めよう
- 風通しの良い職場づくりを目指そう